

結核医療の基準の一部を改正する件 新旧対照条文

○結核医療の基準（平成二十一年厚生労働省告示第十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第2 化学療法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 薬剤の種類及び使用方法</p> <p>(1) 抗結核薬</p> <p>ア 抗結核薬の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) <u>L V F X レボフロキサシン</u></p> <p>(キ)～(シ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 肺結核の化学療法</p> <p>(1) 薬剤選択の基本的な考え方</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 薬剤感受性検査判明時の薬剤選択</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>I N H又はR F Pが使用できない場合については、使用できない抗結核薬に代えて、2の(1)のアに掲げる順に、患者の結核菌が感受性を有すると想定される抗結核薬を4剤以上選んで併用療法を開始し、その後は長期投与が困難な薬剤を除いて治療を継続する。この場合の治療期間については、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>i <u>I N Hを使用できる場合であってR F Pを使用できない場合の治療期間は、P Z Aの使用の可否を問わず結核菌培養検査が陰性となった後（以下「菌陰性化後」という。）18月間とする。</u></p> <p>ii (略)</p> <p>iii <u>I N H及びR F Pのいずれも使用できない場合であって感受性のある薬剤を3剤以上併用して治療を継続することができる場合の治療期間は、菌陰性化後18月間とする。</u></p>	<p>第2 化学療法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 薬剤の種類及び使用方法</p> <p>(1) 抗結核薬</p> <p>ア 抗結核薬の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(カ)～(サ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 肺結核の化学療法</p> <p>(1) 薬剤選択の基本的な考え方</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 薬剤感受性検査判明時の薬剤選択</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>I N H又はR F Pが使用できない場合については、使用できない抗結核薬に代えて、2の(1)のアに掲げる順に、患者の結核菌が感受性を有すると想定される抗結核薬を4剤以上選んで併用療法を開始する。この場合の治療期間については、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>i <u>I N Hを使用できる場合であってR F Pを使用できない場合の治療期間は、P Z Aを使用できる場合にあつては結核菌培養検査が陰性となった後（以下「菌陰性化後」という。）18月間、P Z Aを使用できない場合にあつては菌陰性化後18月ないし24月間とする。</u></p> <p>ii (略)</p> <p>iii <u>I N H及びR F Pのいずれも使用できない場合であつて感受性のある薬剤を3剤以上併用することができる場合の治療期間は、菌陰性化後24月間とする。</u></p>